

大阪市こども・子育て支援計画（第2期）

計画の趣旨・基本的な考え方について

目次

基本的な考え方（第2期計画）

P1

「Ⅰ 基本理念」

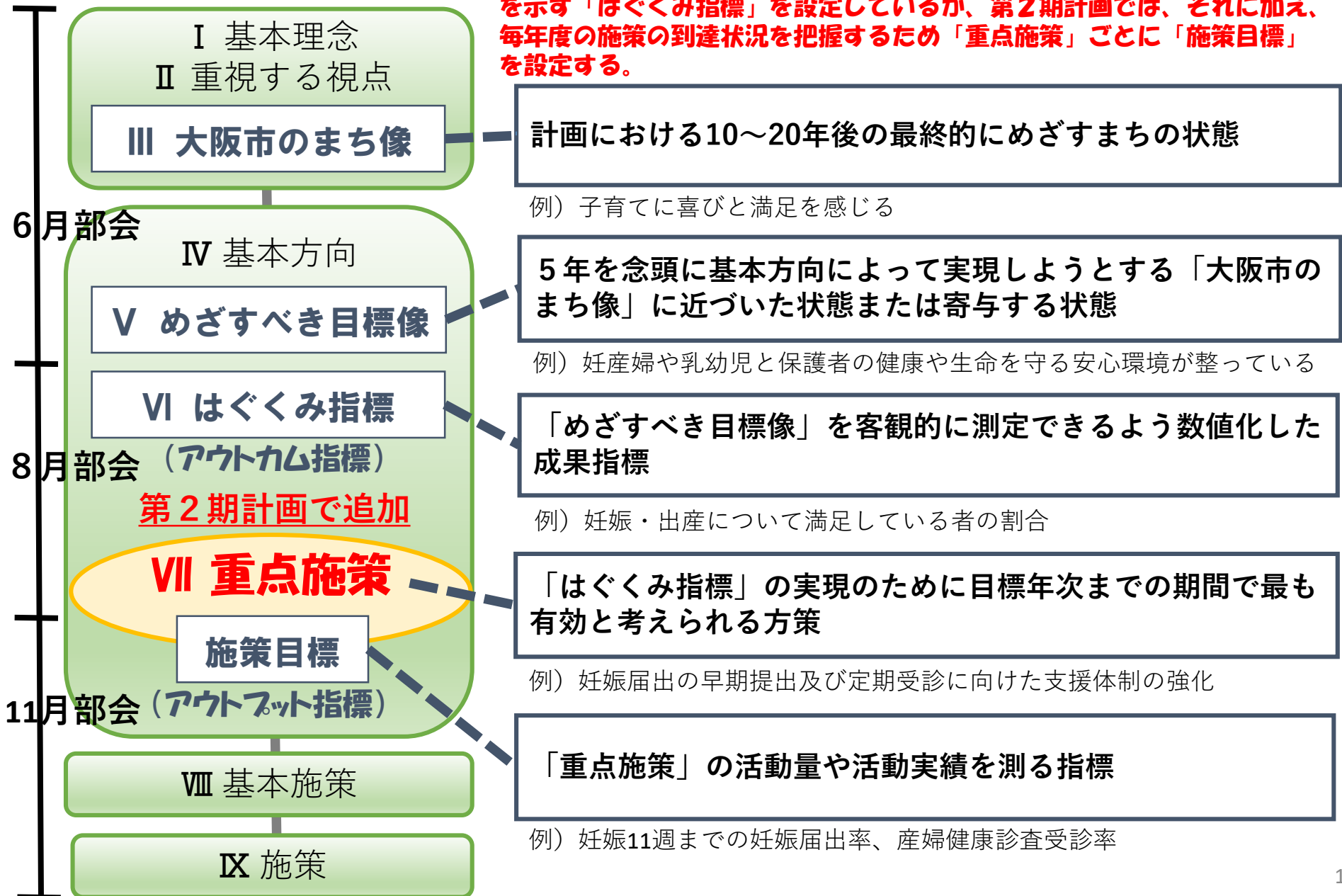
P2

「Ⅵ はぐくみ指標」（事務局案）

P3～4

基本的な考え方（第2期計画）

第2期計画の構成



「Ⅰ 基本理念」

基本理念(第2期)

第1回部会 (R1.6.25) 事務局案

次代の大阪を担うすべてのこどもたちが、安全で安心な環境の中で育ち、豊かな心をはぐくみながら、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立して生きる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現します。

第1回部会での委員意見

◎児童福祉法改正を踏まえ、基本理念に「こどもの人権の尊重」を加える必要がある。

(参考) 改正後児童福祉法第1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

◎「豊かな心」については、上位概念である「生きる力」に修正したほうが、包括的にこどもの育ちを支えることになる。

(参考) 生きる力	確かな学力	基礎基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
	豊かな心	自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
	健やかな体	たくましく生きるための健康や体力など

◎「こども」だけでなく、30歳代を含む「若者」も対象になってきている。

基本理念(第2期)

委員意見反映後イメージ

次代の大阪を担うすべてのこども たちがや若者の人権が尊重され、安全で安心な環境の中で育ち、豊かな心生きる力をはぐくみながら、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立 して生きる 社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現します。

「Ⅵ はぐくみ指標」(事務局案) 基本方向2

基本方向2 安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します

めざすべき目標像	はぐくみ項目 (= 重点施策)	はぐくみ指標 (イメージ)
妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る安心な環境が整っている	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実	・ 妊娠・出産について満足している者の割合 ・ 子育てを「楽しいと感じている」人の割合
各家庭の状況に応じた個別支援の仕組みが整っている	ひとり親家庭への支援の充実	・ ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び生活保護受給者等就労自立促進事業で支援した方の就職した割合
多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、希望する人が働き続けながらこどもを生み、育てることができる	待機児童を含む利用保留児童の解消	・ 待機児童数 ・ 25～44歳の女性の有業率
	安心・安全な保育の提供	・ 保育重大事故ゼロ

「Ⅵ はぐくみ指標」(事務局案) 基本方向3

基本方向3 安心して子どもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します

めざすべき目標像	はぐくみ項目 (= 重点施策)	はぐくみ指標 (イメージ)
<u>重大な児童虐待をはじめあらゆるこどもへの虐待を防ぐため、</u>児童虐待の発生予防、早期発見・対応の仕組みや虐待を受けたこどもとその家庭を支える社会的な仕組みが整っている	児童虐待の発生を予防し、早期に発見、対応できる体制づくり <u>※前回提示の「こども相談センターの虐待対応体制の強化」についてはこの項目に統合する。</u>	・児童虐待通告先（児童虐待ホットライン等）の認知度
	虐待を受けたこども等への支援の仕組みの充実	・家庭復帰したこどものうち、再び職権により一時保護したこどもの割合 ・児童養護施設等の退所児童のうち、その置かれている状況を把握できている割合
	家庭的養護の推進	・家庭的養護（グループホーム、ファミリーホーム、里親）への委託率
危険事象からこどもや青少年を守る社会的な仕組みが整い、こどもや青少年がさまざまな困難を乗り越え、社会の中で自立して生きていける	こどもの貧困対策の推進	・「大阪市こどもの貧困対策推進計画」で掲げる指標
	<u>いじめ・不登校への対応</u>	・保護者や学校園等に対し、支援方法等について助言等を行ったことにより相談が終結する割合
	若者への自立支援	・若者自立支援事業による支援開始後6か月時点で進路に結びつく変化を遂げた登録者の割合